実施状況、児童虐待を受けた児童に行われた第三十三条一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他必要な事項とする。	実施状況、児童虐待を受けた児童に行われた児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他必要な事項とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

その他告示

○厚生労働省告示第二百三十一号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第四項の規定により、令和七年七月三日付けで次の法人を同条第一項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

令和七年八月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
特定非営利活動法人リンパカフェ	千葉県市川市相之川四丁目十五番六号Ｍ・ＭＳＰＩＲＩＴＳ三〇二	田端　聡	千葉県市川市相之川四丁目十五番六号Ｍ・ＭＳＰＩＲＩＴＳ三〇二

○農林水産省告示第千二百六十号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Cucumis melo L.	網干クィーン	前田浩之 兵庫県神戸市兵庫区東出町３丁目19番７号	第36980号 令和７年７月18日
Hydrangea L.	フェアリー　５	ピムマ　ティアムチャイ 群馬県みどり市大間々町高津戸541番地10	第36231号 令和７年７月18日
Viburnum dilatatum Thunb.	RURAL GENE	大平民人 長野県上伊那郡南箕輪村8304―524	第29039号 令和７年７月８日
Viburnum phlebotrichum Siebold & Zucc.	里の灯	〃	第30741号 令和７年７月８日
〃	里の蛍	〃	第30742号 令和７年７月８日

○農林水産省告示第千二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市湊字上須ヶ平五六二八の三・五六二九・字堂田須ヶ平五七五〇の一・五七五〇の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字薊久保四五九五、四六〇一の一、四六〇一のイ、四六〇五の一、四六〇五のロ、四六〇六の一、四六〇七のイ、四六〇七のロ、四六〇八の一、四六〇九、四六一一の一、四六一四、四六一九のイ、四六一九のロ、四六一九のハ、四六一九のホの一、四六一九のホの二、四六一九のヘ、四六二四の一、四六二五、四六二六、字大久保四六五〇・四六五一の一・四六五三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四六二七から四六三二まで、四六三四から四六三六まで、四六三七の一、四六三七の二、四六三八から四六四〇まで、四六四一のイ、四六四一のロ、四六四二から四六四七まで、四六四九、四六五二、字矢垂四六七四の一・四六七五のイ・四六八一・四六八五・四六八九・四六九〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四六七五のロ、四六七六から四六七八まで、四六七九の二、四六七九の三、四六八〇、四六八二、字堂田久保四七〇二の一から四七〇二の三まで・四七〇二の五・四七〇二の一〇・四七〇二のヘ・四七一〇の一・四七一三・四七二七・四七二九から四七三一まで・四七五〇のイ・四七五五の一・四七五八の一・四七五八の二・四七六〇の二・四七六四・四七六六の一・四七六五のイの一・四七六五のイの二・四七六五のロ・四七六九のイ・四七六九のロ・四七七〇・四七七一・四七七二の一（以上二十七筆について次の図に示す部分に限る。）、四七一一、四七一二、四七一四のイ、四七一六、四七一八の一、四七二八のイ、四七二八のロ、四七三二の一、四七三二の二、四七三三から四七三七まで、四七三八のイ、四七三八のロ、四七三九から四七四一まで、四七四二のイ、四七四二のロ、四七四三のイ、四七四三のロ、四七四四から四七四九まで、四七五〇のロ、四七五三、四七五四のロ、四七五五のイの一、四七五五のロ、四七五六、四七五七の一、四七五七のロ、字三ツ欠下五六三二・五六三三・五六三七のロ・五六四〇・五六五〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五六三四から五六三六まで、五六三七のイ、五六三八、五六三九、五六四一、五六四二の一から五六四二の三まで、五六四三、五六四四のイ、五六四四のロ、五六四五から五六四八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字薊久保四五九五、四六〇一の一、四六〇一のイ、四六〇五の一、四六〇五のロ、四六〇六の一、四六〇七のイ、四六〇七のロ、四六〇八の一、四六〇九、四六一一の一、四六一四、四六一九のイ、四六一九のロ、四六一九のハ、四六一九のホの一、四六一九のホの二、四六一九のヘ、四六二四の一、四六二五、四六二六、字大久保四六二七から四六三二まで、四六三四から四六三六まで、四六三七の一、四六三七の二、四六三八から四六四〇まで、四六四一のイ、四六四一のロ、四六四二から四六四七まで、四六四九、四六五〇、四六五一の一、四六五二、四六五三、字矢垂四六七四の一、四六七五のイ、四六七五のロ、四六七六から四六七八まで、四六七九の二、四六七九の三、四六八〇から四六八二まで、四六八五、四六八九、四六九〇、字堂田久保四七〇二の一から四七〇二の三まで、四七〇二の五、四七〇二の一〇、四七〇二のヘ、四七一〇の一、四七一一から四七一三まで、四七一四のイ、四七一六、四七一八の一、四七二七、四七二八のイ、四七二八のロ、四七二九から四七三一まで、四七三二の一、四七三二の二、四七三三から四七三七まで、四七三八のイ、四七三八のロ、四七三九から四七四一まで、四七四二のイ、四七四二のロ、四七四三のイ、四七四三のロ、四七四四から四七四九まで、四七五〇のイ、四七五〇のロ、四七五三、四七五四のロ、四七五五の一、四七五五のイの一、四七五五のロ、四七五六、四七五七の一、四七五七のロ、四七五八の一、四七五八の二、四七六〇の二、四七六四、四七六五の一、四七六